

17 監査公表第 1 2 号

地方自治法第 199 条第 12 項の規定により，監査結果に対する措置について通知を受けたので，同項の規定により次のとおり公表する。

平成 17 年 9 月 1 日

福岡市監査委員	浜	田	一	雄
同	鬼	塚	敏	満
同	竹	本	忠	弘
同	福	田		健

〔監査結果に対する措置通知文〕

総行第 2 9 3 号
平成 1 7 年 8 月 2 日

福岡市監査委員	浜	田	一	雄	様
同	鬼	塚	敏	満	様
同	竹	本	忠	弘	様
同	福	田		健	様

福岡市長 山 崎 広太郎

出資団体及び財政援助団体の監査結果に関する措置について（通知）

出資及び財政援助の監査について，監査結果に関し講じた措置を下記のとおり地方自治法第 199 条第 12 項の規定に基づき通知します。

記

1 監査報告と措置の件数

16 監査公表第 14 号（平成 16 年 9 月 6 日付 福岡市公報第 5196 号（別冊）公表）分
・・・・・・・・・・ 9 件

2 講じた措置の内容

以下のとおり

(出資団体監査)

1 財団法人福岡市くらしの環境財団

監査の結果	措置の状況
<p>ア 理事会等団体運営事務について注意を求めもの</p> <p>理事会は、理事が協議し、法人としての意思を決定する重要な場である。しかしながら、平成 14 年度に財団の会計を従来 of 企業会計から公益法人会計へ変更する際、理事会においては口頭による説明及び収支予算書の注記にとどめていた。さらに、会計変更に係る会計規程の改正は平成 15 年度からの施行となっていた。</p> <p>法人の運営に関する基本的事項については、適正な事務処理をされるよう注意されたい。</p>	<p>ア 財団法人福岡市くらしの環境財団の運営に関する基本的事項について、適正な事務処理を行うよう文書等により要請した。</p> <p>なお、財団法人福岡市くらしの環境財団では、今後、運営に関する基本的事項については理事会の単独審議項目とするなど適切な処理を行うこととしている。</p>
<p>イ 会計伝票の適正な作成を求めもの</p> <p>会計伝票については、当該団体の規程に基づき作成しなければならない。しかしながら、会計規程において会計伝票の種類は収入伝票、支出伝票、振替伝票とされているにもかかわらず、作成されていた伝票は振替伝票のみで、収入伝票、支出伝票が作成されていなかった。</p> <p>会計伝票については、会計規程に基づき適正に作成されたい。</p>	<p>イ 財団法人福岡市くらしの環境財団の会計伝票の作成について、適正な事務処理を行うよう文書等により要請した。</p> <p>なお、財団法人福岡市くらしの環境財団では、会計伝票については、(財)福岡市くらしの環境財団会計規程に基づき、平成 16 年 7 月より収入伝票、支出伝票、振替伝票を作成している。</p>
<p>ウ 現金管理について注意を求めもの</p> <p>現金については、常に適正な管理が求められる。しかしながら、し尿処理及びごみ処理手数料集金嘱託員への報酬の支給に係る財団職員への仮払金について、仮払金から報酬への振り替えは毎月行われているものの、現金の精算戻入が行われているのは年度末のみであり、現金管理が不適切であった。今後、現金管</p>	<p>ウ 財団法人福岡市くらしの環境財団の現金管理について、適正な事務処理を行うよう文書等により要請した。</p> <p>なお、財団法人福岡市くらしの環境財団では、し尿処理及びごみ処理手数料集金嘱託員への報酬支給に係る財団職員への仮払金については、平成 16 年 6 月より、毎月現金の精算戻入処理を行っている。</p>

理については十分に注意されたい。	
<p>エ 決算事務について適正な事務処理を求めるもの</p> <p>決算事務について次のような事例が見受けられた。</p> <p>決算事務については、適正な事務処理を行われたい。</p> <p>(イ) 葬祭場の建設に関する費用の全ては建設仮勘定にて会計処理されているが、年度末において、所管局が認定した当該年度の支出が長期未収金に振り替えられていた。財団の建設仮勘定は完成後に施設等に振り替えられ、福岡市に譲渡されるものであり、未完成で債権の確定していないものを長期未収金に振り替えることは、適正な会計処理ではない。</p>	<p>エ</p> <p>(イ) 財団法人福岡市くらしの環境財団の決算事務について、適正な事務処理を行うよう文書等により要請した。</p> <p>なお、財団法人福岡市くらしの環境財団では、平成16年度決算時より建設仮勘定に変更することとしている。</p>
<p>オ 会計経理事務について注意を求めるもの</p> <p>公益法人は、原則として公益法人会計基準に従い、適正な会計処理がなされなければならない。しかしながら、「福岡市粗大ごみ処理手数料収納事務受託」について、販売された処理券代金を市に納付する際、特約店が受け取る販売手数料については立替金で処理していたが、当該販売手数料は市からの受託料に含まれており、未収金で処理すべきであった。</p> <p>今後、会計経理事務については十分注意されたい。</p>	<p>オ 財団法人福岡市くらしの環境財団の会計経理事務について、適正な事務処理を行うよう文書等により要請した。</p> <p>なお、財団法人福岡市くらしの環境財団では、「福岡市粗大ごみ処理手数料収納事務受託」について、販売された処理券代金を市に納付する際、特約店が受け取る販売手数料については、未収金で処理を行うこととしている。</p>

2 財団法人福岡市海づり公園管理協会

監査の結果	措置の状況
<p>予算の執行等に当たり適正な事務処理を求めるもの</p> <p>予算の流用を必要とするときは、予算流用伺書により流用の理由、流用年月日等を明記したうえで決裁権者の決裁を受け、執行及び管理されなければならない。しかしながら、平成14年度及び同15年度の予算の執行等において、予算管理</p>	<p>財団法人福岡市海づり公園管理協会における予算の流用については、当該協会の処務規程・会計規程に則り、予算流用伺書により流用の理由、流用年月日等を明記したうえで専決権者の決裁を受け、執行及び管理をするように、当該協会へ文書で要請した。</p> <p>なお、当該協会においては、予算の流用についての決裁処理手順を、職員に対して研修</p>

<p>上,重要な事務処理である予算流用事項について,流用の決裁を受けないまま予算の執行等が行われていた。</p> <p>今後,予算の流用を必要とするときは,財団法人福岡市海づり公園管理協会処務規程等に則り適正な事務処理をされたい。</p>	<p>を行い,周知徹底を図った。</p>
---	----------------------

3 博多港ふ頭株式会社

監査の結果	措置の状況
<p>(事務監査)</p> <p>自動車借上について注意を求めるもの</p> <p>タクシーチケットの管理については適切に行わなければならない,使用については必要最小限にとどめなければならない。しかしながら,使用目的・使用者等の確認をせずチケットを交付しており,チケットの管理について不適切な事務処理が見受けられた。</p> <p>タクシーチケットは金券であり,管理,使用に当たっては適切に行われたい。</p>	<p>(事務監査)</p> <p>博多港ふ頭株式会社におけるタクシーチケットの管理及びその使用方法については,博多港ふ頭株式会社に対し適正な事務処理を行うよう文書により要請した。</p> <p>なお,博多港ふ頭株式会社においては,タクシーチケットの管理及び使用方法について,管理責任者を定め,使用目的など詳細を記載する等適正な使用に努める見直しが行われた。</p>
<p>(工事監査)</p> <p>ア 設計積算について注意を求めるもの</p> <p>平成15年度「香椎ガントリークレーンモニタリング装置更新及びK C - 1・2横行カーテンケープル取替起伏モーターオーバーホール」 (契約金額 4,888 万 8,000 円)</p> <p>設計図書に図面及び機器等の仕様が添付されていなかった。</p> <p>発注者の明確な設計意図の伝達及び工事施工の円滑化を図るため,図面等による明示が必要である。</p> <p>今後は十分注意して適正な設計図書の作成を図られたい。</p> <p>(整備課)</p>	<p>(工事監査)</p> <p>ア 博多港ふ頭株式会社における設計積算については,博多港ふ頭株式会社に対し今後設計積算の際に図面等による明示を行うよう文書により要請した。</p> <p>なお,博多港ふ頭株式会社においては,社員に対し研修会等を行い,設計積算に関する徹底指導が行われた。</p>
<p>イ 施工管理について注意を求めるもの</p> <p>平成13年度「香椎PPコンテナヤードM区</p>	<p>イ 博多港ふ頭株式会社における施工管理については,「福岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」及び「同施行規則」に則</p>

<p>画舗装改良工事」 (契約金額 3,444 万円)</p> <p>「福岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」及び「同施行規則」では、産業廃棄物の発生見込み量が500m³以上の事業者は、「産業廃棄物の処理計画」を市長に提出することとなっているが、本件工事は提出対象事業となっているにもかかわらず、事業者から提出がなされていなかった。</p> <p>今後は事業者(請負業者)への指導の徹底を図られたい。</p> <p>(業務課)</p>	<p>った事務処理を行うよう文書により要請した。</p> <p>なお、博多港ふ頭株式会社においては、今後は事業者(請負業者)に対し「福岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」及び「同施行規則」に基づく「産業廃棄物の処理計画」の提出など適正な処置について指導するよう、社員に対し研修会等を行い周知徹底が図られた。</p>
--	---